平成２５年（フ）第７３４号
札幌市東区北40条東３丁目１番26号　ラフォーレ40―302号
債務者　三浦　良枝
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５８号
札幌市手稲区曙５条２丁目３番32号
債務者　高坂　　彩（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６１号
札幌市東区苗穂町９丁目６番４―17号
債務者　渡邊　映一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２１号
札幌市西区琴似１条７丁目３番45―208号
債務者　大場　　惠
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３０号
札幌市東区北47条東９丁目１番14号
債務者　今野　直子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４４号
札幌市東区北33条東15丁目２番10―801号
債務者　上地由香利
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７１号
札幌市北区新琴似２条１丁目１番14号
債務者　松田　文男
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７７号
札幌市北区百合が原10丁目３番１―105号
債務者　東　　創文
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７９号
札幌市北区百合が原４丁目２番30号　ピュアハイム百合が原Ｄ―１号
債務者　小田桐敬一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８６号
北海道石狩市花川南３条４丁目146番地　Ｄ―ｅｄｇｅＡ号
債務者　村重　哲治
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９０号
札幌市豊平区平岸３条18丁目２番18号　エルキュール318―405号
債務者　鎌田　明香
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９５号
札幌市北区北31条西８丁目３番８号　アメニティーライフ318―102号
債務者　後藤　　敦
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０３号
札幌市中央区南14条西７丁目３番１―403号
債務者　松本　能美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０８号
札幌市中央区南11条西13丁目２番38号　南西ビル202号
債務者　古川　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
北海道浦河郡浦河町向が丘西２丁目568番地の34
債務者　三上昌比己
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字窪竹ケ丘46番地の１　県営住宅51棟21号、前住所福島県会津若松市中島町12番３号　シティハイムリーベン203号
債務者　穴澤富士子（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
千葉県東金市極楽寺592番地11
債務者　清水裕次郎
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係